改正後

（サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官）

第四条　企画課に、サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官二人を置く。

２　サイバーセキュリティ・情報化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第二十二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

［二　略］

［３・４　略］

（企画官）

第十八条の三　政策評価課に、企画官二人を置く。

［２　略］

（公営企業経営室及び準公営企業室）

第三十一条　公営企業課に、公営企業経営室及び準公営企業室を置く。

２　公営企業経営室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

八　水道事業等に係る公営企業型地方独立行政法人に関すること。

［３　略］

４　準公営企業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～七　略］

八　その他事業に係る公営企業型地方独立行政法人に関すること。

［５　略］

（研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官）

第三十七条　技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。

［２～５　略］

６　企画官は、命を受けて、技術政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

７　［略］

８　［略］

改正前

（サイバーセキュリティ・情報化推進室及び企画官）

第四条　［同上］

２　［同上］

一　総務省の所掌事務に関する政策のうち、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この号、第二十二条第二項第一号及び第六十一条第六項において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

［二　同上］

［３・４　同上］

（企画官）

第十八条の三　政策評価課に、企画官三人を置く。

［２　同上］

（公営企業経営室及び準公営企業室）

第三十一条　［同上］

２　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［３　同上］

４　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

［５　同上］

（研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベーション推進官）

第三十七条　技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。

［２～５　同上］

［新設］

６　［同上］

７　［同上］